

許可番号 第07670003554号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市若松区南二島四丁目5番12号

氏 名 株式会社 九州産廃処理センター

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 稲葉 進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 30年 8月 2日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 5年 8月 1日

1. 事業の範囲

別紙1のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙2のとおり

3. 許可の条件

有害物質を含む特別管理産業廃棄物は、処理ロット毎に、コンクリート固型化後に、必ず溶出試験を行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年	8月 2日	新規許可
平成 10年	8月 2日	更新許可
平成 15年	1月 14日	変更許可
平成 15年	8月 2日	更新許可
平成 20年	8月 2日	更新許可
平成 25年	8月 2日	更新許可
平成 25年	12月 24日	変更許可
平成 30年	8月 2日	更新許可
令和 3年	3月 1日	変更許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（コンクリート固型化、安定化処理、中和、還元）

特別管理産業廃棄物の種類

コンクリート固型化

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

政令第13号廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6種類

安定化処理

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

政令第13号廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7種類

中和

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上2種類

還元

廃酸（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上2種類



2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：コンクリート固型化施設

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

政令第13号廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番126

設置年月日：平成5年8月2日

処理能力：燃え殻 1日あたり72トン(8時間)

汚泥 1日あたり50立方メートル(8時間)

廃アルカリ 1日あたり20立方メートル(8時間)

鉱さい 1日あたり72トン(8時間)

ダスト類 1日あたり72トン(8時間)

政令第13号廃棄物 1日あたり72トン(8時間)

許可年月日：昭和53年11月6日

許可番号：第137号

施設の種類：安定化施設

特別管理産業廃棄物の種類：

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

政令第13号廃棄物（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はジン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番126

設置年月日：平成5年8月2日（令和3年3月1日 変更許可による品目追加）

処理能力：燃え殻 1日あたり72.0トン(8時間)

汚泥 1日あたり50.0立方メートル(8時間)

廃アルカリ 1日あたり20.0立方メートル(8時間)

鉱さい 1日あたり72.0トン(8時間)

ダスト類 1日あたり72.0トン(8時間)

政令第13号廃棄物 1日あたり72.0トン(8時間)

施設の種類：中和施設

特別管理産業廃棄物の種類：

廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上2種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番126

設置年月日：平成5年8月2日

処理能力：廃 酸 1日あたり2.0立方メートル（8時間）

廃アルカリ 1日あたり2.0立方メートル（8時間）

施設の種類：還元

特別管理産業廃棄物の種類：

廃 酸（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上2種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番126

設置年月日：平成25年12月24日

処理能力：廃 酸 1日あたり2.0立方メートル（8時間）

廃アルカリ 1日あたり2.0立方メートル（8時間）

以下余白